

# いじめ防止基本方針

## (1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。児童が安心して、学習その他の活動に取り組むことができ、保護者が心から児童を通わせたいと願う信頼される学校づくりが求められる。

いじめから一人でも多くの児童を救うため、全ての大人が、「いじめは絶対にゆるさない」という毅然とした姿勢と、「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、地域ぐるみでいじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

## (2) いじめに対する基本認識

いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とすることが重要である。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるように行うことが必要である。

いじめ防止等の対策は、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

## (3) 本校のいじめの実態と課題について

### ア 本校のいじめの実態

- 本校では、平成29年度のいじめ認知件数は1件であった。高学年男子数名から「あだ名や嫌なことを言われた」という高学年女子からの訴えで、この件に関しては4月当初に解決済みである。
- いじめには至っていないが、乱暴な言動によって友達のを傷つけるトラブルが、特に上学年に見受けられる。
- 携帯電話や携帯型ゲーム機、携帯型音楽プレーヤー等を持つ児童が多い。インターネット通信をしている児童が増え、また、ラインによる友達関係のトラブルも見受けられる。有害サイトへのアクセス、児童の間で友達への誹謗・中傷等につながる危険性が懸念される。

### イ 本校のいじめの課題

- 日頃からいじめ未然防止の指導の充実に努める必要がある。そのために、日頃のきめ細かい観察、「人間関係づくり」や「絆づくり」の活動、学級内の「居場所づくり」、定期的ないじめアンケートや面接の実施、保護者との連携に努めていく。
- いじめと考えられる事案については、生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会で対応を協議し、児童本人への支援や保護者へのサポート、児童本人を取り巻く学級への指導・支援をきめ細かく行っていく必要がある。また、適応指導教室やSC、SSW等の関係機関と連携し、不登校への解消に努めていく。
- 携帯電話やインターネットに関するネットモラルに関する指導を年間計画に位置付けて、継続して行う必要がある。また、保護者に対しては、ネットトラブルに関する講習会の開催や学校だ

より、リーフレット等でいじめ防止の啓発を行う必要がある。

- 冷やかしかからかい、陰での悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。

#### (4) いじめ問題への対応

##### ア いじめの未然防止への取組

- 学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校風土づくりに努める。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- 道徳教育や体験学習の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- 校内研修会等いじめの対応に関わる教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、定期的なアンケートや面接の実施、相談ポストの設置、教職員研修会の実施とともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- 児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や適応教室等の窓口について広く周知するよう努める。
- インターネットや携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実を努める。
- 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で紹介することを通じて啓発を図る。

##### イ いじめの早期発見のための取組

- 休み時間や放課後の様子、作文や日記、保護者との連絡ノート、家庭訪問、地域行事への参加等を通して、様々な視点から児童の実態把握に努める。
- いじめに関するささいな情報であっても、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ組織的な対応に努める。
- 定期的な「いじめアンケート調査」や教育相談、電話相談窓口の周知等を実施していじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。

##### ウ いじめが起きたときの対応

- いじめまたはいじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を止める。
- 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、ささいな兆候でも、迅速且つ丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。
- いじめを認識した場合は、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- 調査や対応の結果については、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童の保護者に連絡する。
- 犯罪行為等、学校で解決が困難な場合は、市教育委員会や所轄警察署、関係機関と相談して対応する。
- いじめられた児童又は保護者には、児童を徹底して守ること、児童が落ち着いて教育を受けられること、状況に応じて外部の専門家（心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等）の協力を得ることなどの支援に取り組む。
- いじめた児童又は保護者には、いじめは決して許されないこと、保護者と協力して対応を行えるよう理解を求め、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得ていじめの

行為をやめさせ、再発防止に努めることなど指導・助言を行う。また、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。

- いじめが起きた集団の児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。  
(解消とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたとき)
- いじめが生まれる背景を理解し、特に配慮が必要な児童の指導には細心の注意を払う。  
(特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災等により被災した児童等)

#### (5) 重大事態への対応

##### ア 重大事態について

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企画した場合等）
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているようなとき）
- 児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し出があったとき

##### イ 重大事態の対応

- 学校は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
- 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等を開催する。
- 重大事態については、マスコミの対応も考えられるため窓口を明確にして、適切な対応に努める。

※ 参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成23年3月 文部科学省）

#### (6) いじめ防止対策委員会組織

役 職	氏 名	役 割 分 担
校 長	野口 高志	総括
教 頭	大田 賢生	連絡調整
生徒指導主事	長崎 亨	調査
教務主任	土開 晴美	調査
養護教諭	山崎 佳世	調査
関係教員	担任等	調査・対応
カウンセリング指導員	中川 晶子	状況に応じて要請・助言
スクールカウンセラー	細川 祝	状況に応じて要請・助言
スクールソーシャルワーカー	松原 修一	状況に応じて要請・助言
教育振興会会長	澤田 卓	状況に応じて要請・助言
民生委員・児童委員	中才美喜子	状況に応じて要請・助言

(7) 年間指導計画

月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4 ・ 5	いじめ防止対策委員会① ・指導方針、指導計画共通理解 学級懇談会で保護者へ啓発  教育相談を基にした情報交換①	あいさつ運動開始（通年）  学級目標づくり	学級づくり・人間関係づくり（なかよしスキル等の実施）  学級懇談会 いじめ実態把握① ・生活アンケート ・Q-U調査 ・教育相談（面接） 家庭訪問
6		ふわふわ言葉大作戦（6月～3月）	いじめアンケート（月一回実施）
7		ネット環境とトラブルに関する講習会（4年生以上の児童と全保護者対象）	
8	生徒指導研修会		
9	いじめ防止対策委員会② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		
10	教育相談を基にした情報交換②		
11		人権週間といじめに関する指導 思いやり集会	
12			
1			
2	教育相談を基にした情報交換③		
3	いじめ防止対策委員会③ ・本年度の反省とまとめ ・指導計画の見直し		